

# 小林市立細野小学校子どもいじめ防止基本方針

## 改訂のポイント

- 学校いじめ防止プログラムの策定
  - 学校基本方針が機能しているかを点検するP D C Aサイクル
  - いじめ対策組織の年間を通じた具体的活動の記載
  - 早期発見・事案対処のマニュアルの策定
- ※ 上記の内容は朱書きで表記

平成30年4月1日

小林市立細野小学校

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に大きな危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童へのいじめを、見て見ぬふりをすることが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深め、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関等、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように連携・協同する体制を構築します。

## もくじ

第1	いじめの防止等の考え方	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2
第2	いじめの防止等の対策の内容	
1	いじめの防止等のための組織	2
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	5
3	重大事態への対処	5
(1)	重大事態調査のための組織	5
(2)	アンケート調査について	6
(3)	重大事態の説明について	6
4	その他の留意事項	6
(1)	組織的な指導體制	6
(2)	校内研修の充実	6
(3)	校務の効率化	6
(4)	いじめの防止等の取組の点検・充実	6
(5)	地域や家庭との連携について	7
(6)	関係機関との連携について	7
第3	基本方針の点検と必要に応じた見直し	7

【参考】別紙1～3

## 第1 いじめの防止等の考え方

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- 教育活動全体を通じ、すべての児童にいじめは決して許されない行為であることの理解を促します。また、そのことを児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめを見逃さない校内体制を整え、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

#### (1) いじめの未然防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除きしっかりと守ることを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等の対策の内容

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会（ハートフル委員会）」を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は関係職員にて緊急に校内ケース会議を開催することとします。

#### 【構成員】

全職員

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- いじめ防止等に関する年間指導計画の作成

- 校内研修会の企画・検討
- 「ふれあいアンケート」の結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 対応等への支援方針決定

## 2 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

#### ア 児童生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- ・異学年交流（縦割り班清掃、縦割り班遊び、上学年による読み聞かせ等の実施）
- ・学級での話合い活動の工夫と充実
- ・高学年を中心とした朝のボランティア活動の推進

#### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- ・一人一人の実態に応じたわかる授業の展開（生徒指導の三機能を生かした授業）
- ・職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、アンケートを基にした毎月一回の教育相談を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- ・「ふれあいアンケート」の実施
- ・教育相談の設定

(ウ) 教科、特別の教科道徳、学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- ・教科、特別の教科道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- ・外部講師による研修会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- ・PTA総会での学校の方針説明
- ・「西諸みんなで人権を考える日」の実施
- ・学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- ・学校公開（オープンスクール）の実施
- ・保護者を対象とした研修会の開催

### (2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサイン（チェックリスト）を、教職員及び保護者で共有します。

○児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙1、2参照

イ 定期的に教育相談を行い、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。